

引っ越しの際は、届け出をお忘れなく！ 本誌30ページも併せてご覧ください。

●印は、西区役所に届け出
■印は、転居先の区役所に届け出 **【詳細】** 西区役所
*印は、届け出時に持参する物 Tel.641-2400(代表)

届け出項目	西区から市外へ引っ越し（転出）	西区内や西区から他区への引っ越し（転居）	窓口	担当
住所変更	●転出届（転出証明書の発行） *名前を確認できるもの	■転入・転居届（異動後14日以内に届け出） *名前を確認できるもの	1階③④⑤	戸籍住民課
印鑑登録	●印鑑登録証の返還	（転入・転居届で自動的に住所変更）		
原動機付自転車（125cc以下）	●廃車届（廃車証明書の発行） *標識交付証明書 *運転免許証 *ナンバープレート *印鑑	（転入・転居届で自動的に住所変更）	2階②	課税課
固定資産税	・土地や家屋の所在する市区町村へ連絡	（転入・転居届で自動的に住所変更）		
国民年金	加入者	（第1号被保険者と任意加入者の方は、転出先の市区町村でお問い合わせ）	3階①	保険年金課
	受給者	・転出先の市区町村に備え付けのはがきにより、社会保険事務所あてに送付 ・転居先の区役所に備え付けのはがきにより、社会保険事務所あてに送付		
国民健康保険 長寿医療（後期高齢者医療）制度	●脱退手続き（保険証の返還・14日以内） *国民健康保険証または長寿医療制度被保険者証 *納付通知書	■住所変更の手続き（14日以内） *国民健康保険証または長寿医療制度被保険者証（世帯主が変わる場合は新世帯主のもの）	3階②	
介護保険	●脱退手続き（介護保険証の返還・14日以内） *介護保険証 ・要介護認定を受けている方（申請中も含む）に受給資格証明書を西区が発行	■住所変更の手続き（14日以内） *介護保険証		
各種減額等認定証など	●各種減額等認定証などの返還	■住所変更の手続き *減額等認定証など	4階⑥	保健福祉課
福祉乗車証など	●身体障がい者等福祉乗車証などの返還	（転入・転居届で自動的に住所変更）		
身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳	・転出先の市区町村で住所変更などの手続き *身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか	■住所変更の手続き *身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか	4階⑦	
特別障害者手当 障害児福祉手当 経過的福祉手当	・転出先の市区町村で住所変更の手続き	■住所変更の手続き（身体障害者手帳、療育手帳の住所変更の手続きと同時に）		
児童手当	●消滅届	（転入・転居届で自動的に住所変更）		
児童扶養手当	●住所変更の手続きなど *手当証書（お持ちの方）	■住所変更の手続き *手当証書（お持ちの方）*その他必要書類	4階④	
特別児童扶養手当	・転出先の市区町村で住所変更の手続き	■住所変更の手続き *手当証書		
各種医療費の助成	●受給者証の返還	■住所変更の手続き *受給者証		
転校（小・中学校）	・現在の学校から在学証明書と教科書給与証明書をもらい、転出先の市区町村へ提出	■転入・転居届を提出し、入校票を受け在学証明書と共に学校へ提出		
水道	・水道局電話受付センター（Tel.211-7770 FAX.211-7777）へ転出・転入・転居の連絡			

※上記は主な届け出項目です。転出・転入・転居の届け出の際、区役所戸籍住民課で、手続きの一覧表をお渡しますので、手続き漏れがないようご確認ください。詳細については各担当課にお問い合わせください。

広告